

議案第7号

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、公民館等の使用料の額を改定するため必要があるからである。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例

(愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐織公民館の項中「11,070」を「11,250」に、「14,760」を「15,000」に、「36,900」を「37,500」に、「1,620」を「1,650」に、「540」を「550」に、「2,160」を「2,200」に、「6,480」を「6,600」に、「1,830」を「1,860」に、「610」を「620」に、「2,440」を「2,480」に、「7,320」を「7,440」に改め、同表永和地区公民館の項中「1,830」を「1,860」に、「610」を「620」に、「2,440」を「2,480」に、「7,320」を「7,440」に改める。

別表第2 舞台用設備の項中「2,500」を「2,540」に、「1,500」を「1,520」に、「2,200」を「2,240」に、「2,000」を「2,030」に改め、同表音響設備の項中「2,000」を「2,030」に、「800」を「810」に改め、同表照明設備の項中「8,000」を「8,140」に、「4,600」を「4,680」に、「3,800」を「3,870」に、「1,000」を「1,010」に改める。

(愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中「4,740」を「4,800」に、「1,580」を「1,600」に、「6,320」を「6,400」に、「7,630」を「7,730」に、「21,850」を「22,130」に、「2,370」を「2,400」に、「790」を「800」に、「3,160」を「3,200」に、「3,810」を「3,850」に、「10,920」を「11,050」に、「3,060」を「3,090」に、「1,020」を「1,030」に、「4,080」を「4,120」に、「4,620」を「4,650」に、「13,800」を「13,920」に、「3,500」を「3,560」に、「2,300」を「2,340」に、「3,000」を「3,050」に、「1,600」を「1,620」に、

「

1,000

」を「

1,010

」に、「

800

」を「

810

」に、

「

2,000
1,000

」を「

2,030
1,010

」に、「2,000円」を「2,030円」に、「1,000

円」を「1,010円」に、「600円」を「610円」に改める。

別表第2中「2,100」を「2,130」に、「700」を「710」に、「2,800」を「2,840」に、「3,150」を「3,180」に、「9,450」を「9,570」に、「1,620」を「1,650」に、「540」を「550」に、「2,160」を「2,200」に、「1,890」を「1,920」に、「6,750」を「6,870」に、「1,830」を「1,860」に、「610」を「620」に、「2,440」を「2,480」に、「2,130」を「2,170」に、「7,620」

を「7,750」に、「

1,300
600

」を「

1,320
610

」に改める。

別表第3中「4,200」を「4,260」に、「1,400」を「1,420」に、「5,600」を「5,680」に、「4,800」を「4,860」に、「17,400」を「17,640」に、「2,100」を「2,130」に、「700」を「710」に、「2,800」を「2,840」に、

「

2,400	8,700
-------	-------

」を「

2,430	8,820
-------	-------

」に、「

1,000
600

」を

「

1,010
610

」に改める。

(愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表佐屋総合運動場の項中「1,540円」を「1,560円」に、「7,540円」を「7,660円」に改め、同表佐屋スポーツセンターの項中「1,540円」を「1,560円」に、「4,540円」を「4,600円」に改め、同表親水公園総合運動場の項中「1,540円」を「1,560円」に、「3,540円」を「3,580円」に、「2,600円」を「2,640円」に、「4,100円」を「4,160円」に改め、同表立田総合運動場の項中「1,540円」を「1,560円」に、「4,540円」を「4,600円」に改め、同表佐織総合運動場の項中「1,540円」を「1,560円」に、「6,540円」を「6,640円」に改め、同表備考第3号中「1,000円」を「1,010円」に、「750円」を「760円」に改める。

(愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

第4条 愛西市学校体育施設の開放に関する条例（平成17年愛西市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表八開中学校の項中「3,000円」を「3,040円」に改める。

(愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1ホールの項中「11,070」を「11,250」に、「6,000」を「6,090」に、「14,760」を「15,000」に、「8,000」を「8,120」に、「10,000」を「10,150」に、「36,900」を「37,500」に、「24,000」を「24,360」に改め、同表料理実習室の項、研修室の項及び第2会議室の項中「1,620」を「1,650」に、「540」を「550」に、「2,160」を「2,200」に、「6,480」を「6,600」に改め、同表大研修室の項中「1,830」を「1,860」に、「610」を「620」に、「2,440」を「2,480」に、「7,320」を「7,440」に改める。

別表第2舞台用設備の項中「2,500」を「2,540」に、「1,500」を「1,520」に、「2,200」を「2,240」に、「2,000」を「2,030」に、「1,000」を「1,010」に改め、同表音響設備の項中「2,000」を「2,030」に、「800」を「810」に改め、同表照明設備の項中「10,000」を「10,180」に、「4,600」を「4,680」に、「3,800」を「3,870」に、「1,000」を「1,010」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 各条例の規定に基づく指定管理者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の公民館等の利用に係る料金の額の設定について、改正後の各条例の規定の例により行うことができる。